

石川県私立高等学校等学び直し支援金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、石川県私立高等学校等学び直し支援金（以下「支援金」という。）の代理受領分として石川県私立高等学校等学び直し支援金補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において、県内に私立高等学校等を設置する者（以下「設置者」という。）に交付するものとし、その交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する学校
- (2) 私立高等学校等 前号に規定する高等学校等のうち、国又は地方公共団体が設置する高等学校等を除いたもの
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等

(支援金の受給資格等)

第3条 支援金は、私立高等学校等の生徒等であって、次のいずれにも該当し、支援金の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けたもの（以下「受給権者」という。）に対し支給する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金（法第3条第1項の高等学校等就学支援金をいう。以下同じ。）に係る新制度の対象者であった者（法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことがある者
- (6) 支援金の支給又は他の都道府県における同様の制度の適用を通算して24月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者をいう。）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。次項において「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超えるものについては、適用しない。

3 支援金の額は、受給権者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2

項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

(支援金の代理受領)

第4条 設置者は、受給権者に支給すべき支援金を受領し、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、交付申請書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは、交付決定通知書(別記様式第2号)を設置者に通知するものとする。

(補助金の交付の変更)

第7条 補助金の交付を受けた設置者は、当該補助金の額に変更が生じたときは、変更承認申請書(別記様式第3号)に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは、変更交付決定通知書(別記様式第4号)を設置者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、当該年度の学び直し支援金の額が確定したときは、実績報告書(別記様式第5号)を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、確定通知書(別記様式第6号)により設置者に通知するものとする。

(書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた設置者は、第4条の規定により受領した補助金に関する帳簿、書類、電子データ等を整備し、事業の終了する日の属する年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月23日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

